

# 一般社団法人日本看護系大学協議会 常任理事服務規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護系大学協議会（以下「本会」という）の常任理事の服務規律、報酬および退任等について定める。

(常任理事の職務内容)

第2条 常任理事は次の業務を遂行する。

- (1) 常任理事としての職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (2) 代表理事から委嘱された特命事項を処理する。
- (3) 関係省庁、他団体や関係機関等との連絡・調整等を行い、代表理事の代行として会議等に出席して審議可能な立場で意見を述べる。
- (4) 代表理事を補佐し、理事会の議決に基づき業務を掌理し、社員総会で議決した事項を処理する。
- (5) 各委員会の事業活動を掌握しながら、必要に応じて代表理事への情報伝達、役員間の連絡調整、各委員会間および事務局との連絡等を行う。
- (6) 法人の活動に関する情報を幅広く収集し、代表理事および理事会に報告する。
- (7) 会員校との連携、調整、相談に係る事項を処理する。
- (8) 代表理事・副代表理事と協議し、緊急または適宜に対応すべき声明、意見書、要望書等の作成を行う。

## 第2章 評価

(評価)

第3条 常任理事は、代表理事ならびに副代表理事から年に1回以上の面談によって、第2条の職務内容に関する業務成果の達成度などの評価を受けなければならない。

## 第3章 服務規律

(忠実義務)

第4条 常任理事は、次の各号を誠実に遵守し、本会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (1) 法律
- (2) 定款、定款施行細則、及びその他本会の規程
- (3) 社員総会の決議
- (4) 理事会の決議

(理事会への出席義務)

第5条 常任理事は、理事会に出席しなければならない。やむを得ない事由で出席できないときは、あらかじめ代表理事に届け出なければならない。

(守秘義務)

第6条 常任理事は、在任中はもとより退任後においても、業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメントの防止)

第7条 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントまたはこれらに相当する行為により、他者の人格と尊敬を侵害したり、職場の環境を悪化させてはならない。

(損害賠償)

第8条 常任理事は、故意または重大な損失によって本会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第4章 報酬等

(報酬)

第9条 常任理事の報酬は、社員総会で決議された総額の範囲内で理事会に諮って決定する。

(報酬の形態)

第10条 報酬は、月額で定め、毎月25日に支払う。

(賞与)

第11条 常任理事に賞与は支給しない。

#### 第5章 退任

(退任の要件)

第12条 常任理事が次のいずれかに該当するときは退任とする。

- (1) 任期が満了したとき
- (2) 辞任を申し出て理事会が承認したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 社員総会で解任されたとき

(辞任の時期)

第13条 常任理事を辞任しようとするときは、原則として3ヵ月前までに代表理事に申し出なければならない。代表理事はこれを理事会に諮って決定する。

(退任時の業務引継ぎ)

第14条 常任理事を退任するときは、業務に支障をきたすことがないように、引継を十分に行わなければならない。

(退職慰労金)

第15条 常任理事に退職慰労金は支給しない。

(本規程の改正)

第16条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2017年3月20日より施行する。

附則 この規程の改定は、2017年7月21日より施行する。

附則 この規程の改定は、2020年7月17日より施行する。

附則 この規程の改定は、2020年11月13日より施行する。

附則 この規程の改定は、2023年5月12日より施行する。